

物価高騰対応重点支援給付金

期限が迫っています!!

低所得者世帯へ「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」の給付金

●対象世帯 (次の①～③を全て満たす世帯)

- ①令和5年12月1日時点で八重瀬町に住民登録がある世帯。
- ②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯。
世帯全員が課税者に扶養されている世帯は対象外です。
- ③未申告の者がいないこと。
※未申告だったが申告を行った場合や修正申告したことで新たに対象となられた場合はコールセンターまでご連絡ください。

対象とならない例

- 別居の親、子等から扶養されている方みの世帯 (例: 学生の単身世帯や高齢の夫婦のみの世帯など)
- 単身赴任の課税者から扶養されている方 (妻・子のみの世帯) など

●給付金の支給額

1世帯あたり10万円

(受給は1世帯あたり1回限りです)

●申請期限

令和6年5月31日(金)まで



町ホームページ

●手続方法

対象世帯には、支給要件確認書を3月下旬に送付しています。必要書類をご確認の上、窓口や郵送または電子申請にてご提出ください。(電子申請での給付については早めの振込を予定しております)

※本給付金は法令により非課税及び差押禁止の取扱いとなります。

※令和5年12月2日以降に転出した世帯の中で、上記対象世帯である場合は申請書等の提出が必要ですので、あてはまる方はコールセンターまでお電話ください。詳しくは町ホームページをご確認ください。

物価高騰対応重点支援給付金

物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)支給について

低所得者の子育て世帯へ物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)支給を支給します。

●対象となる児童

原則として、基準日(令和5年12月1日)から令和6年5月31日において令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金(7万円)または、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)を受給した世帯において同一世帯となっている18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童。

その他に対象となる児童

申請が必要です!!

- ア.基準日(令和5年12月1日)から令和6年5月31日までに生まれた新生児
- イ.別の世帯だが扶養している児童がいる場合 (例: 寮に入っている児童)
- ※令和5年12月2日以降に転出した対象世帯も八重瀬町での申請が必要となります。

例外的に対象とならない児童

施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票の異動有無に関わらず、原則として対象外です。

※支給決定通知書に含まれている場合はご連絡ください。

●支給額 児童1人あたり5万円

(受給は対象児童1人あたり1回限りです)

●申請期限 令和6年5月31日(金)まで

(新生児申請は6月28日(金)まで)



●支給方法

支給決定通知書を送付し、振込日等をお知らせします。お手続きは不要です。

※「低所得者の子育て世帯への加算給付(こども加算)」は、法令により非課税及び差押禁止の取扱いになります。

※他市町村で同様の給付金を受給した世帯は対象外となります。

※給付金(7万円・10万円)を受給した世帯の中で、令和5年12月2日以降に出生した新生児がいる場合など申請が必要です。

※申請もれにご注意ください。



詳しい内容はホームページをご確認ください。

上記の給付金に関するお問い合わせ

給付金コールセンター(社会福祉課内) | ☎050-3529-1262
受付時間: 午前9時～午後5時(平日)

「八重瀬町生涯学習・文化振興拠点施設基本計画」の一部見直しにかかるパブリックコメント実施について

八重瀬町では、平成30年度に ①生涯学習センター機能 ②文化振興発信機能 ③近代史・郷土資料等保管公開機能を有した「生涯学習・文化振興拠点施設基本計画」を策定しました。しかしながら令和4年度に上記計画で予定していた図書館機能を「八重瀬町図書館・こども学習センター」に機能を移転したこととともない、基本計画の一部見直しを進めています。

つきましては、計画見直しの参考とするため、町民の皆様のご意見を募集いたします。

1. 意見募集を行う基本計画

※生涯学習・文化交流拠点施設基本計画一部見直しに関する資料は八重瀬町ホームページで確認できます。

2. 意見の募集期間

令和6年5月1日(水)から令和6年5月14日(火)まで。

3. 意見の提出方法(※所定の様式)

期間内に生涯学習文化課窓口へ持参(本庁舎3階)や郵送、FAX、電子メールなどさまざまな方法でご意見を提出いただけます。(土日祝日除く)

《お問い合わせ》

八重瀬町教育委員会 生涯学習文化課

〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188番地(本庁舎3階)

TEL:098-998-0014(内線3600) / FAX:098-998-7623

E-Mail:shogaigakushubunka@town.yaese.lg.jp



町ホームページ



logoフォーム

具志頭運動公園の再整備計画について

具志頭運動公園多目的広場(平成8年整備)は、現在、施設の老朽化やスポーツ観光交流施設管理棟から離れていることによる管理面の課題から、多目的広場をスポーツ観光交流施設管理棟付近に移設し、運動公園を再整備することで、運動公園全体の利便性の向上や駐車場不足の解消を目指しています。

そのため、多目的広場の移設及び運動公園の再整備に伴う財源の確保及び企業誘致を図ることを目的に、今年度、地域の活性化や町の発展に寄与する民間企業を選定し、その民間企業へ多目的広場の売却を予定しています。



《担当課》・具志頭運動公園再整備事業について…スポーツ振興課 | TEL:098-998-2140
・企業誘致について……………企画財政課 | TEL:098-998-2668

ごみ袋について～お詫び～

4月からの指定ごみ袋価格改定に伴う、ごみ袋の供給不足により、生活ごみの排出に支障が発生したことにつきましてお詫び申し上げます。ごみ減量化についても引き続き取り組んでまいりますので、町民の皆さまのご協力を宜しく願います。

《八重瀬町役場 住民環境課 環境班 | 098-998-8203》